

我孫子市文化財保存活用地域計画（案）

いただいた意見と市の考え方の公表

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	文化財保護法の改正要点として、「市町村が『地域計画』を作成し、云々」とあるが、我孫子市では昭和49年以来「市民の手で創ろう我孫子の歴史」をスローガンに市史編纂を進めた歴史がある。このことを強調する必要はないか？	P62.第3章①市内での既存の文化財調査の概要（2）市史編さん事業 で市民の協力を得ながら市史を編纂した経緯について記載しています。この「市民の協力を得ながら」という文言は、スローガンで謳われた理念を包括したものです。
	理由		
1-2	意見	第1章（3）我孫子市未指定文化財②未指定文化財（調査中）に<別紙1>の項目を加えていただくよう要望します。（p.56又は57に）	水戸道中・成田道道標については、所有者が不明であり、研究・調査中のため現時点では計画内には掲載しませんが、資料編 主な金石文には掲載しており、重要な我孫子遺産であると認識しています。
	理由	上記要望事項は江戸時代「我孫子宿」の重要な史跡です。	
1-3	意見	第2章「まちのものがたり」または「伝承のものがたり」に市内の「 <u>城館跡</u> 」を入れるべきと考える	城館跡については、今後調査研究をさらに進め、「ものがたり」内に追加することを検討していきます。
	理由	ここではそれぞれの「ものがたり」に我孫子遺産を配置してこれを結び回遊などのルートにまとめようとしており、人々が強くロマン（ものがたり）を感じ興味を抱いている <u>中世の城郭遺跡</u> をはずしてしまってはならない。また、明治維新の前後、当時下総国の幕領、旗本領を掌握した役所であり、その後新政府の知縣事務所にもなった <u>布佐陣屋</u> も落としてはならないと考えるから。	

1-4	意見	p.84②「ボランティアガイドの拡充」の中で、…文化財施設における史跡ボランティアガイド →文化財施設や文化財展示施設における史跡ボランティアガイド…とする。展示施設の運営においても当会は団体としてボランティア参加できる。	文章を一部修正し、「文化財施設における史跡」の文言を削除し、「ボランティアガイドの体制を整え…」とします。
	理由	現在設置されている湖北郷土資料館は展示施設として貴重な存在であるのに、無人であり、生きた施設になっていない。例えばここにボランティアガイドとして、施設の案内、冷暖房などの軽度の管理業務を担うようにしてはどうかと考える。	
1-5	意見	p.84②「市民団体との連携」の中で、「…連絡組織を設け、情報を共有する」とする。文化財サポーターとして当会も協力できる。	連絡組織を設ける前に、まずは様々な市民団体と文化財について情報を共有することが必要であると考えます。そのため、文言の追記は考えていません。
	理由	役所内文化財担当部署と登録団体との情報交換の場として連絡組織を具体的に設ける意味。なお情報共有は双方向性を持つことが重要だと考える。	
1-6	意見	p.92の一番下の行に追加。 この施設整備後に当該施設を拠点とした回遊コースを整備することとする。	回遊については、両施設を中核施設と位置付け、回遊の要とする旨後述しているため、この箇所への記載の追加は考えていません。
	理由	p.93以降の重点項目の事業名と連動させるため。	

1-7	意見	p.94 事業名の「表」に次の2事業を追加。 ①旧井上家文書解読講座 ②旧井上家周辺歴史散歩 eg.当家屋敷を中心に浅間神社→布佐市民の森→稲荷神社→竹内神社→宮の森公園など	事業の内容については、様々な取り組みを行えるよう調整していくため、個別の講座・イベントについては特に掲載しないこととします。
	理由	★多くの市民に旧井上家文書に触れてもらい、解読により江戸時代の様子、沼干拓などを身近に体験してもらうため。 ★室内での学びとあわせ周辺歴史散歩の体験により理解を深めるため。	
1-8	意見	p.95白樺文学館の事業名の「表」に追加。 白樺派の足跡を訪ねる。 eg.三樹荘→天神坂→B.リーチ碑→志賀直哉邸跡→瀧井孝作仮寓跡などを楽習する。	事業の内容については、様々な取り組みを行えるよう調整していくため、個別の講座・イベントについては特に掲載しないこととします。
	理由	彼らが実際に生活した土地を探訪し風景・気候などを五感で体験することで彼らの思想・人生・生活をより深く理解するため。	
1-9	意見	p.96上段の「表」(杉村)に追加。 ①「楚人冠あれこれ講座」 ②楚人冠の関連事項について楽習する。時には邸園と楚人冠公園や大光寺→香取神社→子ノ神古墳群→島久別荘など p.96下段の「表」(旧村川)に追加 旧村川別荘周辺歴史散歩	事業の内容については、様々な取り組みを行えるよう調整していくため、個別の講座・イベントについては特に掲載しないこととします。
	理由	①講座：楚人冠のいろいろなエピソードや我孫子町民とのかかわりなど多彩な内容で彼の思想・人生観の理解を深めるため。 ②散歩：周辺散歩で村川氏の来我理由や当時の生活などへの理解を深めるため。	

1-10	意見	p.92 ②の文章の末尾に追加。 …リフレッシュできる施設や、公衆トイレや休憩施設（ベンチなど）環境の整備を目指す。	公衆トイレや休憩施設（ベンチなど）は、「環境の整備」に含んでいます。
	理由	来訪者の回遊に必要な整備。	
1-11	意見	p.90 4章 3)地域住民との協働・連携 「表」に追加。 ①文化の日に市民・PTA・子供を対象に文化財についての講演を行う。 ②市内の散歩ガイドの経験や知識を生かすべく協力を求める。	事業の内容については、様々な取り組みを行えるよう調整していくため、個別の講座・イベントについては特に掲載しないこととします。
	理由	地域住民の関心を深め積極的に文化財とかかわりを持つ。	
1-12	意見	p.97下段の「表」（平将門）に追加。 「我孫子と将門関連講座」伝説、伝承など我孫子のゆかりを楽習する。 時には地元市民の案内による日秀・中里・滝不動など周辺の社寺などの歴史散歩をする。	事業の内容については、様々な取り組みを行えるよう調整していくため、個別の講座・イベントについては特に掲載しないこととします。
	理由	多くの市民にPRするために連続講座で共通認識を深め、受講者を含めた市民と行政でパンフレット「我孫子と平将門」（仮称）の作成など広範な活動とそれを担う人材育成を図る。	

1-13	意見	p.84「市史資料調査サポーターの新設」について。是非推進してほしい。人材は十分確保できるはずです。	ご賛同いただきありがとうございます。市の歴史や文化に興味を持っていただけるよう、「資料調査ボランティア」を市民の方に広く周知していきたいと考えます。
	理由	私たち「我孫子市史研究センター」は古文書の習熟や地域の歴史調査、研究に励んでおります。市民に対しても、古文書解読講座の開催や歴史講演会の実施などにより、啓発活動を行っており、十分ご協力できます。	
1-14	意見	第4章「実行内容と年次計画」(p.89)の項目に大きな欠如がある。即ち明記されるべき課題解決の方策を示すべきである。	文化財の収蔵庫・収蔵施設については各施設(旧井上家住宅・杉村楚人冠記念館・白樺文学館)の項目にそれぞれ挙げていますが、そのほかにP101.(4)教育現場・庁内他部署との連携内に「我孫子市公共施設総合管理計画」の基本方針に基づき、「公共施設の空きスペース等を有効活用し、収蔵場所を整備する」旨追記します。
	理由	第3章 2)文化財の保存にかかわる課題 の項目で → 現状：①文化財収納施設について…資料を適切な環境の下で保管できる施設がない。(p.78) 課題：文化財の収蔵施設が不足している。(同ページ)と明記されている。さらに第3章④文化財の保存・活用に関する方針の項目で→①収蔵施設の整備として…公共施設の空きスペースを活用していく。(p.83)とここにも課題と方針が明記されているにも拘わらずに…である。	

1-15	意見	第4章「実行内容と年次計画」(p.89)の項目に大きな欠如がある。即ち明記されるべき課題解決の方策を示すべきである。	P102.②4つの「ものがたり」を通じて我孫子遺産を活用する取り組み (1)「水のものごと」 ②に我孫子遺産展示施設についての項目を設けています。
	理由	第3章 2)文化財の保存にかかわる課題 の項目で → 現状：①文化財展示施設について…現在我孫子市には文化財を総合的に展示する施設がない。(p.79) 課題：①総合的な常設展示施設がない。展示スペースが不足している。(同ページ)と明記されている。 さらに第3章④文化財の保存・活用に関する方針の項目(p.82)で→①文化財の展示施設について…文化財展示施設の整備 魅力的な展示空間の整備。(p.84) とあるが第4章「実行内容と年次計画」(p.89)の何処にも解決すべき方策が示されていない。	
2-1	意見	当計画について、現状から課題、対策について詳細な部分まで示され、文化財保存、活用について戦略的に計画されているため、市文化財が更に魅力あるものとして活用されると期待しました。	評価していただきありがとうございます。当計画に基づき、戦略的かつ計画的に保存・活用について推進していきたいと考えます。
	理由	上記意見のとおり	
2-2	意見	P45、図30「我孫子市指定文化財一覧」 番号1、2等の区分部分が空欄になっている。 P47、番号9の区分とP50、番号17の区分が相違している。	表記方法を見やすいように変更しました。また、番号9と17については、民俗文化財(無形)と表記を統一しました。
	理由	P44、図29「文化財の概要(類型)」との整合性を保つため。	

2 - 3	意見	P50、図30「我孫子市指定文化財一覧」 番号16、番号17の写真が相違している。	番号16と番号17の写真が逆になっていたため、修正しました。
	理由	上記意見のとおり。	
2 - 4	意見	P84、②「市民の関心・担い手について イベントの企画」 文化財に興味を持ってもらえるよう、それぞれの <u>施設</u> ～  施設のみに限定する理由はなぜか。 対象を施設だけでなく広く市指定文化財全般へ広げるべきである。	施設の文言を削除し、「それぞれの特色を活かした～」とします。
	理由	施設だけでなく、広く市指定文化財に対してイベント・企画を提案できる余地があるものと考えられるため。 また、P84、②「市民の関心・地域の担い手について」部分で、地域住民が主体となり、文化財の掘り起こし作業を行うと示されているため、市民に掘り起こされ、文化財になるものについても市民と協働しイベント・企画を行っていく可能性は十分にあるものと考えられるため。	

2-5	意見	<p>P83、②「文化財の維持管理について」  <u>文化財建造物の適切な維持管理と改修の部分にて、定期的に大規模な～</u>          文化財建造物以外だけでなく、私人所有の建造物もしくは広く文化財に対しての維持管理も含め、現行の我孫子市文化財保護補助金交付要綱の補助額拡充の方針を盛り込んでほしい。</p>	<p>我孫子市文化財保護補助金交付要綱は、「市指定文化財」を対象としています。今後は、第4章④保存・活用に関する方針（1）調査にかかわる方針③でもあるように、積極的に市指定文化財への指定を行っていきます。</p> <p>当該要綱では、市指定文化財について建造物以外の種別についても対応しており、補助額についても平成27年に増額した経緯があります。今後必要があれば補助額の拡充も検討しますが、本計画の方針として記載予定はありません。</p> <p>第4章④保存・活用に関する方針（2）保存にかかわる方針で、「市指定文化財建造物の適切な維持管理と改修」としてはいますが、建造物という文言を削除し、「市指定文化財の適切な維持管理～」とします。</p>
	理由	<p>P78、【現状】②「文化財の維持管理について」の部分にて          文化財の劣化が進んでいる現状は、文化財建造物だけでなく、文化財に及んでいるとの認識であれば、現行要綱の補助額を拡充し、積極的に保護していくべきと考えられるため。</p>	
2-6	意見	<p>P85、④「情報発信・情報連携について」          民間事業者等との連携          市内外の店舗等に<u>協力</u>を呼びかけ、<u>情報共有</u>を行うとともに～の部分について、</p> <p>P80、【現状】④「情報発信・情報連携について」、現状本文と課題本文から読み取ると、市内外の店舗等に協力を呼びかけ、期待する事象は情報共有の側面よりも、パンフレットやポスターを店舗に配布等することで市内外店舗等からも文化財・イベント等を周知できることではないか。</p>	<p>情報共有には施設やイベントについての情報も含まれており、情報を共有することで周知やパンフレット等の配布等につながっていくと考えます。</p>
	理由	<p>上記のとおり</p>	

2 - 7	意見	<p>P91、(5) 教育現場・庁内他部署・近隣自治体等との連携について、</p> <p>①近隣自治体と連携を図る事業概要を掲載すべき。  (P80の現状に記載されている「また、他治体とは、定期的な～」の部分にて、情報交換を発展させ連携を探ることなども考えられるのではないか。)</p> <p>②当計画全般的にまた回遊ルート作成等では特に商業観光課(第二期我孫子市観光振興計画との整合性含めて)との連携も必要なのではないか。</p>	<p>①近隣自治体との連携については、表中に新たに項目を設け、「資料の収集や回遊ルートの開発などについて、手賀沼・利根川に隣接する近隣自治体と連携できるよう体制を整える」と記載します。</p> <p>②情報発信については、記載が足りなかったため、新たにP109.第4章③我孫子遺産と「ものがたり」を情報発信する取り組みの項目を設けました。このうち(2)情報発信方法の検討に庁内関係部署との連携として観光部署との連携について記載しました。</p>
	理由	<p>①各種我孫子遺産のテーマについて、近隣市との回遊ルートの開発には、近隣自治体との連携は重要であると考えられるため。</p> <p>②第二期我孫子市観光振興計画にて、文化財の重要性が示されているため。また、全国的に文化財と観光は密接なつながりがあるため。</p>	

3 - 1	意見	<p>第1章の4. 我孫子市の文化財の概要の(3) 我孫子市未指定文化財の②未指定文化財(調査中)に、上新木地区・旧地藏院の地藏堂所在の総数1227体ともいわれている「木造千体地藏尊像」も加えて頂くことをお願い致します。</p>	<p>木造千体地藏尊像については、詳細について確認中のため、現時点では本計画に掲載できませんが、重要なものであると認識しています。</p> <p>未指定文化財については今回掲載できなかったものについても、調査・研究を進め、計画の見直し時等に適宜追加していきます。</p>
	理由	<p>総数1227体あるといわれている千体地藏尊は、像高23~24cm—木造の像で、衣の部分は墨を塗り顔は肌色に彩色されている。奉納の始まりは明治23、26年で、32年にピークがきて、33年、34年と収束に向かうという。奉納者は東京旧15区および郡部のお大師講中の人々で半数以上を占め、他は、地元湖北地区や我孫子市域の村々、茨城県、沼南、印西などの村々の人々である。</p> <p>この地藏尊の制作者、制作工房は不明であるが、近年、周辺自治体の仏像の悉皆調査が進み、調査報告書が刊行されている。それらの記録から、幕末から明治、大正、昭和14年ごろまで、布佐河岸(明治以降は布佐村・布佐町)に杉山宗哲、高野光吉、高野音二郎、細井慶忠、中臺浅次郎、同七郎といった仏師が居住し、活発な制作活動を展開していたことが明らかにされつつある。さらに調査が進めば、新木の千体地藏尊像の制作工房や仏師の解明も期待できるのではないか。</p> <p>また、総数1227体といわれる千躰地藏尊の奉納自体も貴重なもので、近在でも類例をみない文化財としての価値のあるものと考えます。</p>	

<別紙1>

第1章（3）我孫子市未指定文化財

②未指定文化財（調査中）

上記の56頁あるいは57頁に、下記項目を加えていただくことを要望します。

区分		名称	所在地<地区>	所有者	時代	概要
記念物	史跡	水戸道中・成田道道標	<我孫子西地区>	県	江戸時代	江戸時代の水戸道中と成田道の分岐点で、庚申道標（安永元年）、不動道標（文化13年）・（文久3年）等の貴重な道標やその他数基の石碑がある。